

# 若越郷土研究

31の3

## 足羽御厨(足羽庄)の

### 伝領について(上)

河村 昭 一

#### 目次

はじめに

一、立庄から一条実経伝領まで

二、皇室領足羽庄

1 「一条故撰政」

2 宗像社(宗像庄)寄進の経緯

3 「今林准后」

4 足羽御厨・安居御厨と足羽庄・安居郷(以上本号)

三、常盤井宮領足羽庄(以下次号)

四、一条家領足羽庄と朝倉氏

五、足羽庄・安居郷の庄郷域

河村 足羽御厨(足羽庄)の伝領について(上)

#### はじめに

足羽御厨は、現福井市街地(足羽川以北)を中心とする地域に比定される、伊勢神宮・一条家領の荘園である。同御厨に関しては、古く牧野信之助氏が旧『福井県史』で簡にして要を得た叙述をしている他(一五五―一六頁)近年の研究として松原信之氏の「一乗城移城以前の朝倉氏について」<sup>(1)</sup>の七節「足羽御厨(足羽北庄)と一条家」、福井県の地名(平凡社、一九八一年)の「足羽御厨」の項(二四四頁)などがあるが、後二者の内容は旧『福井県史』を大幅に出るものとは思えない。ただ、松原氏が、一九七六年富山県立図書館で発見された「朝倉家記」(「朝倉家録」下)に、「朝倉始末記」や朝倉氏の諸系図にみえる、朝倉高景の「足羽北庄預所職」拜領を「裏付け」延文二年十二月二日足利尊氏袖判下文が収められていたことから、朝倉氏は南北朝期から足羽北庄(足羽御厨)北庄を本拠にしていたと主張されている点は新しい説である。しかし、私は別稿「朝倉家記」所収南北朝期文書の再検討<sup>(2)</sup>(以下「別稿」と呼ぶのはすべてこの拙稿を指す)において、この尊氏下文を含む「朝倉家記」所収南北朝期文書四点のうち、尊氏下文、及び貞治五年八月九日足利義詮袖判御教書については特に信憑性に疑問があることを指摘した。尊氏下文に限っていえば、これを尊氏下文とする点、及び「足羽北庄」なる呼称の二点に重大な疑義が認められるとした。このうち、後者の点については、「足羽北庄」が鎌倉(戦国期を通じて「朝倉家記」所収尊氏下文以外の文書・記録(軍記物・系図類は除く)にまったくみえないこと、松原氏が「足羽北庄」と同一荘園とされる足羽御厨は、鎌倉末期以降「足羽庄」と称され、それは室町期まで変わることなく、一般に定着していたこと、「足羽北庄」は、足羽庄域(おそらくその中枢部分)を指す俗称として室町期頃に成立した「北庄」に朝倉氏が「足羽」を冠して創作したものと推定されること、などを示しておいたが、紙数の都合で足羽御厨の伝領や呼称の変化に関する具体的考証は十分に行い得なかった。そこで、本稿では松原氏が誤認されている足羽御厨・足羽庄の伝領関係の検討を中心とし、そ

の他、朝倉氏と足羽庄の関係などにも関説してみた。

## 注

(1) 「福井県地域史研究」六、一九六七年。松原氏には他に『朝倉氏と戦国村一乗谷』

(福井県郷土誌懇談会、一九七八年)があり、「足羽北庄と朝倉氏」「黒丸館と朝倉氏」の項(二六―三二頁)を設けられているが、内容は前記論文とほとんど変わりがないので、以下、松原氏の所説はすべて前記論文に拠ることとする。

(2) 「日本歴史」(掲載号未定)。

## 一、立庄から一条実経伝領まで

——平安末―鎌倉中期——

立庄から一条家領になるまでの足羽御厨の伝領については、旧『福井県史』、及び松原氏の論著にほぼ正しく指摘されているが、行論の都合上、改めて確認しておきたい。

足羽御厨に関する初見史料は、建久三年(一一九二)八月の伊勢大神宮神領注文で、その越前国の項に次のようにみえる。

A 越前国

足羽御厨内。給主左兵衛督家(二条能保)建立代々国司奉充(件御厨去承安元年)供祭物 上分絹七疋 別進起請絹廿疋

これによれば、立庄は承安元年(一一七一)とある。これは文書日付からさほど離れておらず、事実を示すものと考えてよからう。

なお、松原氏が、北庄神明社が延長二年(九二四)に建立されたとする伝承を根拠に、すでにこの頃から「御厨となる素地が整っていた」とされるのは、やや慎重を欠くと思われる。<sup>(2)</sup>立庄年代が正しいとすれば、承安元年伊勢神宮領となつて以後、勧請されたと考ええる方がより自然であろう。

ところで、足羽御厨の立庄に際しては、平氏が深くかわつていたと推測される。すなわち、『吾妻鏡』建久三年十二月十四日条に次のようにみえる。

B 一條前黄門書状参着、以亡室遺跡廿ヶ所、讓補男女子息、為塞将来之乖違、去月廿八日申下 宣旨訖、右中弁棟範朝臣伝宣、權中納言兼光卿宣奉勅々々、是平家没官領内、摂津国福原庄(十四ヶ所略)越前国足羽御厨(四ヶ所略)、已上廿ヶ所、先日被奉讓黄門室家御妹也云々

冒頭の「一條前黄門」は、Aの「左兵衛督」と同じく一条能保のことであり、その「亡室」は源頼朝の妹である。右の記事は、一条能保夫人の死に伴って、その遺領二十ヶ所を子息子女に譲渡し、これを宣旨によって確認・安堵されたことを、能保が幕府に報じたことを示すものであるが、これらの遺領はすべて「平家没官領」であつたことが知られる。ちなみに、越前は平氏の重要な地盤の一つで、永暦元年(一一六〇)平基盛が越前守に任じられて以来、養和元年(一一八一)補任された平親房までの二十年余りは、治承三年(一一七九)十月からの一ヶ月間(藤原季能が在任)を除いて、平氏一門が歴代越前守を独占しており、Aにいう承安元年も、まさにこの時期に当ることから、足羽御厨の立庄の経緯は次のように推定される。すなわち、まず、足羽川北岸域の在地勢力がその所領を平氏(越前守在任者に限る必要はない)に寄進して立庄された後、これを平氏が承安元年に伊勢神宮に寄進した結果、伊勢神宮が本家職、平氏が領家職をそれぞれ分有する足羽御厨が成立したものと思われる。したがって、平氏への寄

進は承安元年以前と考えられるが、平氏一門の越前守在任期間とみて大過あるまい。

さて、Bによれば、一条能保夫人の遺領は子供たちに譲られたとあるが、足羽御厨は九条良経に嫁した娘に伝えられた。そのことを示すが、次に掲げる、建長二年(一二五〇)十一月の九条道家惣処分状案である。

C(前略)  
尚侍殿  
(後字)

家領  
(中略)

女院方

(中略)

新御領

(三ヶ所略)

越前国足羽御厨

(四ヶ所略)

別當三位讓進庄々

(四ヶ所略)

右、件庄々附屬如此、(中略)亦御一期後、可讓給前撰政子息、(後略)

これによれば、九条良経の嫡男道家が、息女「尚侍殿」(姪子)に譲った所領の中に足

河村 足羽御厨(足羽庄)の伝領について(上)

羽御厨が含まれており、道家は母、すなわち一条能保の娘からこれを継承したことが知られるのである。また、これらの所領は一期分とされ、姪子一期の後は「前撰政子息」、すなわち姪子の兄、実経に譲るべき旨が明記されているが、姪子はこの三年後に没しているから、<sup>(5)</sup>足羽御厨は姪子から実経(一条家祖)に伝えられたと考えられる。かくして、足羽御厨の「給主(A)としての所職(領家職に当るものであろう)は、平某↓(没官)↓源頼朝妹(一条能保夫人)↓能保娘↓九条道家↓九条姪子↓一条実経」と伝領されていたことが明らかにされた(後掲第3図参照)。松原氏は、足羽御厨がこのあとも室町期まで一貫して一家家領であったとされるが、実は、以後一五〇年間程一家家の手を離れることになる。この点を、節を改めてみてみよう。

注

(1) 神宮雜書(『鎌倉遺文』六一四号)。

(2) 松原氏の論著には典拠を明示されていないが、『福井県の地名』によれば「神明社縁起」に基づくものらしい(足羽御厨の項)。松原氏によれば、同縁起は永

禄九年(一二五六)八月三日の日付をもつとのことであるが(前掲論文)、寺社縁起の主張する創建年代を傍証史料なしに用いることの危険性はいうまでもない。

(3) 『日本史総覧』II(新人物往来社、一九八四年)、「国司一覽」越前の項参照。

(4) 九条家文書(『鎌倉遺文』七二五〇号)。

(5) 「一代要記」(『改定史籍集覽』一)によると、姪子は建長五年(一二五三)九月十九日、二十六歳で没している。

二、皇室領足羽庄——鎌倉後期——

嘉元四年(一二三〇)六月十二日、故龜山上皇の息女、昭慶門院(憲子内親王)に讓渡された膨大な所領を書き上げた目録の中に次のように「足羽庄」の名がみえ、別に「足羽御厨」の表記もある。

D(前略)

一、今林准后御領

足羽庄<sup>女心</sup>二位入道

吉光名<sup>民部卿局</sup>二位局、元案方也

竹原庄<sup>長隆</sup>被進遊義門院

(中略)

安居郷<sup>二位局</sup>隆房大納言領也

富吉庄<sup>景忠</sup>昭訓門院利尚御年貢

額田庄<sup>六万足</sup>

(巻末)

依一条故撰政訴訟、牢籠之時、永仁年中関東進  
足羽御厨三ヶ所（四）所（五）翻（六）之内也、其後御管領無相違

為安樂光院御領、室町院御遺領内也、  
被付于中務御遺跡之時、入道將軍所被  
領也、其後分明之時、為龜山院御所、被  
于今御知行無相違、根本隆房卿之旧領  
也、非美氏公之領、大宮院崩御之時、下へ讓給于西

富吉庄竹原庄（七）領也、  
額田庄（八）領也、  
御年實六万疋、被讓下彼權門了

右の史料から、足羽御厨の伝領を考えるた  
めには、いくつかのことを明らかにしておく  
必要がある。

### 1 「一条故撰政」

まず、巻末部分の足羽御厨に関する注記に  
ついて考えてみたい。この注記を文字通り解  
釈すると、足羽御厨は「一条故撰政」が「訴  
訟」をおこし「牢籠」していた「永仁年中」  
（一二九三―九）に、「関東」（幕府）が寄  
進した四ヶ所の一つで、以来皇室領として伝  
領されてきた、となる。しかし、この注記に  
は矛盾があり、全面的に信じるわけにはいか  
ない。まず、「一条故撰政」がだれに当るの  
か、検討してみよう。これは、文書日付など  
からみて、『鎌倉遺文』も傍注を付している  
ように、一条家経と考えるのが自然である。

しかし、家経は永仁元年十二月十一日に没し  
ているから、彼の「牢籠」中の「永仁年中」  
とは永仁元年以外にないことになるが、彼が  
この年に「訴訟」に及んだり、「牢籠」した  
形跡はなく、前撰政・左大臣、従一位の身で  
平穩のうちに生涯を終えている。したがって、  
「一条故撰政」は家経以外に求めなければな  
らない。私は、それは家経の父、実経ではな  
いかと考える。実経は、宝治元年（一二四七）  
正月十九日、幕府の奏請によって突然撰政を  
罷免されている。<sup>3</sup>これは、前年（寛元四年）  
名越光時の乱に加担した前將軍頼経（実経の  
兄）を鎌倉から京都へ逐い、ついで頼経の父、  
九条道家の関東申次の地位を解任した鎌倉幕  
府の一連の措置の一環をなすものである。こ  
の結果、幕府権力を背景とした九条家の権威  
は一挙に失墜し、道家にかわって関東申次に  
なった西園寺実氏が、天皇との外戚関係をも  
利して後嵯峨院政権の最大の實力者となった  
のである。<sup>4</sup>撰政を罷免されて以後の実経自身  
の動きは必ずしも明らかでないが、不和とな  
っていた兄の関白二条良実と和解が成ったこ  
ともあって、弘長三年（一二六三）左大臣に

還任された。<sup>5</sup>つまり、宝治元年から弘長三年  
までの十六年間の実経は、まさに「牢籠」の  
身であったことになり、足羽御厨は、この間  
に幕府によって実経から収公されたと推察さ  
れる。なお、前掲史料Cは失脚後の九条道家  
の処分状であるが、この時点ではまだ足羽御  
厨は九条家の領有下にあったことが確認され  
るから、同御厨の収公院への寄進は、九条  
俊子が没して実経に譲られてから、すなわち  
建長五年（一二五三）以降のことであろう。  
今のところ、実経が「訴訟」（おそらく地  
位回復を目的とするものであろう）をおこし  
た事実を明らかにできないため断定は避けな  
ければならないが、少なくとも「一条故撰政」  
は一条家経よりもその父、実経の方がふさわ  
しいことは動かし難く、したがって、注記の  
「永仁年中」という年代をそのまま認めるわ  
けにはいかなない。この点を、別の視角から確  
かめてみよう。

### 2 宗像社（宗像庄）寄進の経緯

Dの足羽御厨に関する注記で、足羽御厨と  
共に幕府から寄進されたこととされている三ヶ所  
の中で、関係史料の得られる筑前国宗像社（

宗像庄)の寄進の経緯を検討することによつて、足羽御厨の場合を類推することとする。

その関係史料とは、後嵯峨上皇の近臣、葉室定嗣の日記「葉黄記」宝治元年(一二四七)八月の記事である。<sup>6)</sup>

E(a) (十八日条)(前略)今夜関東使両人向前(西園寺実氏)相国許、即相具之被参院、(後嵯峨上皇)両人各著(源通光)於中門(源通光)辺相国直有問答云々、此後参院下、直御対面、次参圓(上叡法親王)満院宮、同直御対面云々、可被行徳政事、各執申之云々、(中略)又神崎莊、承久補地頭、大略没収、纔進少年貢、今止地頭、一向可為院御領云々、宗形社、年来脩明門院御分也、今止之進院云々、此兩所、故泰(三浦)村知行也、後聞、脩明門院御領之由志却進之云々、

(b) (廿七日条)(前略)即参院、神崎莊・宗像社行御下文可成進之由有仰、即加下知了、(中略)宗像社又可被進中宮(藤原結子)云々、人以不辨可否、前相国強被申請之故歟、(後略)

(c) (卅日条)(前略)宗形社行御下文送前相国之處、被進中宮之由可載御下文之

河村 足羽御厨(足羽庄)の伝領について(上)

由有返答、然而強不可然之由有仰、可然歟、仍其由重相触了、執事并予加判也。

これらの記事は、宝治元年六月の宝治合戦のあと、八月十七日入京した幕府の使者が、

後嵯峨院に「徳政」及び神崎・宗像両庄の寄進を申し入れた際のものである(主要記事のみ抄出)。まず、(a)によって、宗像社は本来脩明門院(後鳥羽後宮、藤原重子)領であることを「忘却」した幕府が、神崎庄と共に後嵯峨院へ寄進を申し入れていること、両庄とも宝治合戦で討たれた三浦泰村の知行分(宗像社では預所職)があったことが知られる。

(b)では、両庄に関する院行下文を発すべしとの院の命が出されたが、宗像社は、葉室定嗣の得た情報では、後嵯峨の中宮(大宮院結子)に与えらるること、定嗣はこれを「前相国」つまり結子の父、西園寺実氏が強引に申請したからであろうと推測している。しかし、(c)によれば、院行下文にはその旨がまだ記されていないからしく、おそらく草案を実氏のもとに送ったところ、実氏は「被進中宮」との文言を下文に載せるよう強く主張したが、

後嵯峨院もこれに抵抗し、「不可然」とて実氏の要求を突っぱねている。宗像社は結局大宮院領になるのであるが、それはあくまでも名義上のものであって、最終的進止権が上皇にあつたことはいうまでもない。<sup>7)</sup>

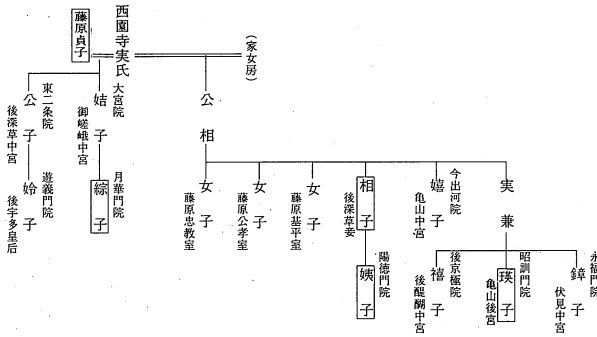
以上の検討から、宗像社が幕府から院へ寄進されたのは宝治元年のことで、しかも足羽御厨など他の三ヶ所と同時に寄進されたのではないことが明白となった。つまり、Dの足羽御厨に関する注記の「永仁年中」には信頼がおけないのであり、前項で指摘した、「一条故撰政」を一条実経とする推定にとつて、大きな障害は除かれることになる。さらに、宗像社の事例から、足羽御厨の寄進の経緯について次のような想定が可能となる。すなわち、名越光時の乱を機に九条家の政治的地位が失墜し撰政を解任された一条実経が、その「牢籠」中、つまり宝治元年から弘長三年の間(ただし、怪子の遺領を継承する建長五年以降)に、足羽御厨の所職を幕府から否定され、これが後嵯峨院へ寄進されたもので、その際、宗像社の例からみて、後嵯峨院政権最大の実力者、西園寺実氏の意向で強引に実氏

の縁者名義とされたことが予測される。その縁者こそ、Dで「足羽庄」の領主とされている「今林准后」であると考えられる。この点を次項で検証してみよう。

### 3 「今林准后」

『尊卑分脈』において「今林准后」の称がつけられているのは、大宮院媁子の母、すなわち西園寺実氏の妻、藤原貞子ただ一人である。ただ、「今林准后」とは、嵯峨にあった今林殿を領し、かつ准后の号をもつ者の称であって、その意味では貞子のみ与えられるべきものではないと思われる。貞子の次女、公子（東二条院）が後深草天皇との間にもうけた始子（遊義門院）が没した時、「北山の准后（貞子）のおはせし跡」の今林殿で葬礼が営まれたように、今林殿は西園寺氏の子女と密接な関係があったと推測され、もし、彼女らの中に准后宣下をうけた者がいれば、「今林准后」と称された可能性は否定できない。そこで、西園寺氏の子女、及びその娘で准后になった者を『尊卑分脈』などから求めてみると、第1図のように、貞子の他に綜子・相子・姨子・瑛子の四人見出せる。このうち、

綜子と瑛子は共に准后宣下と同じ日に女院号を得ているので、いずれも「准后」と称されることはなかったと考えられる。残りは相子・姨子の母子であるが、相子の父、公相は貞子の実子ではない。貞子が今林殿を領していた



第1図 西園寺氏関係女子系図 (後嵯峨-亀山院期) 〇は、准后宣下をうけた者。典拠は、『尊卑分脈』・「本朝皇胤紹運録」(『群書類従』系譜部)・「女院小伝」(同、伝部)。

とすると、これを公相の娘に譲ることは考えにくく、むしろ、実の娘、媁子・公子の系統に伝えられる可能性が高いのではなからうか。公子の娘、始子の葬儀が今林殿で行われた事実はそのことを示唆しているといえよう。したがって、相子・姨子も「今林准后」と称された蓋然性は小さいと考える。以上によって、「今林准后」は『尊卑分脈』のいうように、藤原貞子と考えてまず間違いないと思われる。<sup>13)</sup> 貞子は「大宮院・東二条院の御母なれば、両院の御祖母、太政大臣の北の方にて、天の下みなこのにほひならぬ人はなし。いとやごととなりける御勢なり。むかし、御堂殿の御北の方鷹司殿ときこえしにも劣り給はず」といわれる程であったから、院に寄進された足羽御厨を、彼女の名義とするよう実氏が主張することは、宗像社の例から推して十分考え得るのである。ただ、この推定は、Dにおいて今林准后領とされている足羽庄が足羽御厨と同一のものであることを前提とするものであるから、この点の論証が必要となってくる。

### 4 足羽御厨・安居御厨と足羽庄・安居郷

一般に同名の庄と御厨は、必ずしも領主・領域・所職を同じくする同一の荘園であるとは限らず、たとえば、摂津国長渚（長洲）庄が東大寺領であるのに対し、そのうちの在家のみを支配対象とする鴨御祖社領が長渚御厨とよばれたような例がある。清水正健氏が『莊園志料』で、「足羽御厨」とは別に「足羽庄」を立項されたのも、そうした事情を考慮されたことと思われるが、足羽御厨と足羽庄は、結論からいえば、別々の荘園ではなく同一の伝領過程に位置づけられるものと考ええる。その根拠の一つに、本節1・2項で推定した足羽御厨の伝領の経緯と、足羽庄の領主「今林准后」は藤原貞子であるとする3項の結論が、きわめて無理なく自然に一本の糸で結ばれることがあげられるが、その他に、Dの記載そのものも有力な手がかりとなる。すなわち、卷末部分の四ヶ所は、ほぼそのまま今林准后領と重複し、卷末の足羽御厨に対応するのが足羽庄と考えられるからである。なお、安居郷と吉光名のみ卷末部分にないのは、両所が本来独立所領ではないことに由来するのではなからうか。吉光名は、関連史料を徴するこ

河村 足羽御厨（足羽庄）の伝領について（上）

とはできないが、名称から推して、本来荘園の内部単位所領であったと考えるのが自然であろう。一方の安居郷については、足羽庄との関係をうかがわせる若干の史料があるので、少し検討しておきたい。

安居郷は、もと伊勢神宮領安居御厨の系譜をひくもので、後掲第4図に示すように、足羽御厨の西に隣接していたと考えられる。「神鳳抄」越前国の項に足羽御厨と並んで安居御厨の名がみえるから、本来足羽御厨とは独立した伊勢神宮領であったことが知られるが、Dにみえる安居郷は、同じ今林准后領の足羽庄と密接な関係があったと思われる。

F一通銘三品貴房法師女貴房法にちも申たる事とも、このたひをもちて御さため候へし、

花そのとの なかく御しんたい候へし、  
なかつたの庄 一期の、ちハ、内裏へまい

らせられ候へきよし申へく  
候、

宿野庄 此れハ心にまかせて、佛事

のあしにもせられ候へ、本  
家ハはなれ候まし、

あしハの安居郷 一期の、ちハ、本庄に

遣され候へし、

としころほうこう人にこえて候ほとに、  
かやうに申候、

女院御方へ、よく御ほうこう候  
へし、

嘉元三年七月廿六日 御判<sup>(18)</sup>

これは、龜山法皇が死の五十日程前、近親者に宛ててしたためた処分状のうちの一通で、宛人の「二品」は、龜山の愛妾の一人、讃岐局（藤原景房の娘、寿子）である<sup>(19)</sup>。この中で安居郷は「一期の、ちハ、本庄に遣され候へし」とされているが、「本庄」は「鎌倉遺文」の傍注のごとく、「本所」の意であろう。すなわち、安居郷は「本所」（領家に対する本所と考える必要はなく、ここでは「本来の領有者」といった程度の意であろう）から、讃岐局の一期の間に限って分割された所領ということになるが、私は、さらに進んで、この「本庄」を文字通り解し、安居郷はある荘園の「本庄」の内部単位であり、讃岐局の一期の後はその「本庄」にもどすべきものとして、分割譲渡されたものではないか、そして、その「本庄」とは足羽庄ではないかと考える。

つまり、「あしへの安居郷」とは、「足羽郡の安居郷」とそれなくもないが、私はむしろ「足羽庄の安居郷」の謂と解釈したい。かく推測するのは、後掲史料Kにあるように、室町期の安居保（安居郷を継承するものであろう）が「足羽御厨」（足羽庄）の「別納」という関係を、鎌倉末期まで遡及させ得るのではないかと考えるからである。以上のことがもし認められるとすれば、Dにおける今林准后領のうち巻末にない二ヶ所は本来独立所領ではないことになり（吉光名は名称のみからの推断であるが）、足羽庄と足羽御厨が相互に対応するものである可能性がさらに高まる。それでは、なぜ足羽御厨が足羽庄と改称されたのか、という問題が次に生じよう。これについては、残念ながら明確な解答を示し得ないが、可能性としては、①皇室領になったのを機に伊勢神宮の所職もあわせ吸収された、②伊勢神宮を本家としながらも、これを領家たる今林准后・昭慶門院の立場から庄号をもって称した、③足羽御厨とは別の所領となった、の三通り程が考えられよう。このうちの

③は、先にふれたように、かつての安居御厨が今林准后領としては「安居郷」と称され、「足羽庄」と特別な関係にあった可能性を否定できないことを前提に、足羽御厨と安居御厨がともに皇室領となった際（同時に新たな所領の称として「足羽庄」が生まれ、その内部構成単位所領に転化した旧安居御厨が「安居郷」と改称された、と想定したものである。しかし、右の①③はいずれも確証のない仮説にすぎず、ここでは、足羽御厨が皇室領となって遅くとも嘉元四年には「足羽庄」と称されるようになったこと<sup>20</sup>）及び旧安居御厨が「安居郷」と改称されていたことを確認するにとどめたい。

## 注

- (1) 昭慶門院御領目録（竹内文平氏所蔵文書、『鎌倉遺文』二二六六一号）。
- (2) 『公卿補任』永仁元年条など。
- (3) 『大日本史料』第五編之二十一（以下『史料』五一一のごとく略記）、三三三九〜三四九頁に関係史料がまとめられている。
- (4) 三浦周行「鎌倉時代の朝幕関係」（同

- 『日本史の研究』一輯上、岩波書店、一九二二年）、同「鎌倉時代史」（同、新輯一、岩波書店、一九八二年）、網野善彦『日本の歴史10 蒙古襲来』（小学館、一九七四年）四〇〜四三頁、上横手雅敏「一条実経」「九条道家」（『国史大辞典』一・四、吉川弘文館）など参照。
- (5) 『公卿補任』弘長三年条。
- (6) 『史料』五一一二、二九三〜三五頁。
- (7) 宗像社大宮司職安堵に関する、建長八年（一二五六）正月日大宮院序下文（宗像社文書、『鎌倉遺文』七九五八号）に、「三浦若狭前司泰村補任預所職、濫妨社家領」とみえる。
- (8) 昭慶門院御領目録（前掲）の「大宮院御領」の項に宗像社がみえるし、建長八年正月日大宮院序下文（前注）によって宗像氏業に宗像社大宮司職が安堵されていることから、遅くともこれまでに宗像社が大宮院領となったことが知られる。
- (9) 宗像社は永仁七年（一二九九）、龜山上皇によって禅林院（南禅寺）に寄進されていることから（同年三月五日龜山上



皇宸筆起願文、南禅寺文書、『鎌倉遺文』(一九九六五号)、同社の領有権は後嵯峨院、ついで龜山院が有していたことは明らかである。なお、乾元元年(一一三〇)二) になって、幕府が宗像社の替地として加賀国得橋郷などを龜山上皇に寄進したため、上皇はこれらを宗像社の替地として再び南禅寺に寄進した結果、宗像社は龜山院領(名義上は大宮院領)に復した(『南禅寺文書』上巻、三・五号、一二五号(3))。

(10) 注記が「永仁年中」とするのは、足羽御厨・宗像社など四ヶ所が、改めて幕府から一括寄進(実質は安堵)された、というところかも知れないが、今のところ、説得的な説明をなし得ない。

(11) 「増鏡」卷十二(日本古典文学大系『神皇正統記 増鏡』四〇六頁)。

(12) 「女院小伝」(『群書類従』伝部)によれば、綜子は弘長三年(一二六三)七月二十日、瑛子は正安三年(一一三〇)十月九日に、それぞれ准后宣下と女院号を得ている。

(13) Dで今林准后領とされる所領のうち、富吉・竹原両庄は卷末の注記によれば「根本隆房卿之旧領也」とされているが、隆房は藤原貞子の祖父に当る人であるから(後掲第3図参照)、両庄が貞子に伝えられたであろうことは容易に理解できる。また、「(西園寺)実氏公之領」である額田庄は、大宮院の死後、領家職は実氏の孫、実兼(西園寺入道相国)に、本家職は龜山院にそれぞれ譲られたとあり、これを今林准后領とする根拠が必ずしも明確でないが、実氏の死没は大宮院より二十三年も前の文永六年(一二二九)のことであるから、実氏の死後、大宮院に譲られる前に、一旦妻貞子に伝えられた可能性はある。ちなみに、貞子の没年は明らかでないが、弘安八年(一二八五)貞子の九十賀が行われているから、「増鏡」卷十、注(11)前掲書、三六八頁)、実氏より少なくとも十六年後まで存命していることが知られる。

(14) 「増鏡」卷十(注(11)前掲書、三六八頁)。

(15) 『兵庫県史』第一巻、八五六―八六六頁参照。

(16) ただし、『莊園志料』では足羽庄について、おそらく「越前国名蹟考」によって「福井庄(北庄)」と「足羽庄(実は足羽社庄)を合わせて「皆莊城なるべし」といい、足羽御厨も、足羽庄と同じく「和名鈔足羽郡足羽郷の地」としており、莊域の上では特に両者を区別していない。

(17) 『群書類従』雑部所収「神鳳鈔」には「安屋御厨」とあるが、『富山県史』通史編 II、一六九頁所載、氏経本「神鳳抄」の写真では「安居御厨」とみえる。

(18) 「龜山院御凶事記」(『改定史籍集覽』二四)。なお、『鎌倉遺文』にも収めるが(二二二八五号)、字句に若干の異同がある。本文には集覽本を引いた。

(19) 「増鏡」卷十に「大宮の女院に讃岐とてさぶらひしは、西園寺の御家の者(景房)といひしが女なり。いみじう思ひてこれも召しとりて、西園寺の大臣(実氏)の御子になして、二品の加階給ふ」とあり(注(11)前掲書、三六〇頁)、『本朝皇胤紹運録』

(『群書類従』系譜部)によれば、龜山天皇の子、叡雲法親王の母を「讃岐局寿子、大膳大夫景房女」とする。

(20) 南北朝期の成立とされる「神鳳抄」に「足羽御厨」「安居御厨」と記されていることをもって、南北朝期になっても両所が御厨の称をもっていたことの徴証とすることはできない。すなわち、西田長氏によれば、「神鳳抄」は「少なくとも鎌倉時代末葉の状況を遡り記したもの」とされ(『群書類題』六、神鳳抄の項)、『新校群書類従』一卷の解題でも、同書の原形の成立を嘉元(一一三〇三―五)以前としている。これらの見解の正しさは史料Dによっても裏付けられる。